

平成 25 年度

# 兵庫県包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

## 【概要版】

産業労働部が所管する事業に関する財務事務の執行  
及び事業の管理並びに出資団体等の経営管理について

兵庫県包括外部監査人

公認会計士 伊東昌一



## 目 次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類	1
【2】選定した特定の事件（監査テーマ）	1
1. 包括外部監査の対象	1
2. 監査対象期間	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
【4】監査対象	2
【5】監査要点	2
【6】主な監査手続	2
【7】外部監査実施期間	2
第2 産業労働部の概要	3
【1】産業労働部の主要施策等	3
第3 主な監査の結果及び意見の要約	4
【1】共通事項	4
【2】個別事業	5
<本県経済の持続可能性の持続的成長を牽引する地域基幹産業（域外需要産業）の成長促進>	5
1. 新事業・雇用創出型産業集積促進事業	5
<地域の個性と魅力を活かす地域資源型産業・観光誘客型産業の振興>	6
1. 皮革排水特別対策費補助事業	6
<各地域の域内経済循環を促進する産業構造の構築>	7
1. 地域経済活性化支援費補助	7
<地域人材力の強化と雇用の安定>	8
1. ひょうご仕事と生活センター事業	8
2. 離職者等再就職訓練事業	9
3. 県立職業訓練校管理運営費等	9
4. 緊急雇用就業機会創出市町事業費補助	10
<国際交流の促進と多文化共生社会の構築>	11
1. 淡路夢舞台国際会議場の管理運営	11
2. 姉妹州省等との友好交流推進費事業	11
【3】産業労働部所管の出資団体の経営管理	12
<公益財団法人ひょうご産業活性化センター>	12
1. 新産業創造キャピタル事業	12
<公益財団法人兵庫県勤労福祉協会>	13

＜公益財団法人ひょうご科学技術協会＞ .....	14
＜公益財団法人兵庫県国際交流協会＞ .....	14

(注1) 報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に基づいて行ったものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

(注2) 単位未満端数四捨五入処理により、報告書中の表の合計あるいは差額において内訳と一致しない場合がある。

(注3) これは報告書の概要版であり、詳細な内容については報告書を参照のこと。

## 第1 包括外部監査の概要

### 【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び兵庫県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

### 【2】選定した特定の事件（監査テーマ）

#### 1. 包括外部監査の対象

産業労働部が所管する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の経営管理について

#### 2. 監査対象期間

原則として平成24年度（必要に応じて、平成23年度以前の各年度及び平成25年度についても対象とした。）

### 【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

兵庫県（以下、「県」という。）は、産業振興施策として、「ひょうご経済・雇用活性化プログラム」（平成23～25年度）を策定し、経済雇用の安定と産業の成長促進を目指して推進している。

この「ひょうご経済・雇用活性化プログラム」においては、「各地域の持続的成長を牽引する基幹産業（域外需要産業）の強化」「地域の個性と魅力を活かす地域資源型産業」「観光・誘客型産業の振興」「各地域の域内経済循環を促進する産業構造の構築」「地域人材力の強化と雇用の安定・確保」「地域経済の発展基盤の形成」の5つの施策目標を掲げているが、県の平成24年度予算の重点施策の一つとして「経済・雇用活性化プログラムに基づく経済雇用の安定と産業の成長促進」が位置付けられており、これらの産業振興施策が県の施策の中で重要な位置を占めているところである。

また、産業振興施策に関連する県の出資団体等である「公益財団法人ひょうご産業活性化センター」「公益財団法人兵庫県勤労福祉協会」「公益財団法人計算科学振興財団」「公益財団法人ひょうご科学技術協会」「公益財団法人兵庫県国際交流協会」「公益財団法人兵庫県科学技術振興財団」は、県の産業振興施策に大きく関わっている。

このような状況において、県の産業振興施策を俯瞰し、産業振興施策の目指す目的に沿った体制が整備され、事業が執行されているか、各事業は期待された成果を上げているかといった観点で産業振興行政について監査することは有効であると判断した。また、産業振興に関連する事務が法令規則に則り、かつ経済的・効率的に実施されているか検証することも有用性が高いと判断した。

以上より、「産業労働部が所管する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理並

びに出資団体等の経営管理について」を監査テーマとして選定した。

#### 【4】 監査対象

産業労働部が所管する事業（①平成24年度当初予算額、決算額及び平成25年度当初予算額のいずれかの事業が1億円を超えているもの、②①に該当しない場合であっても、事業の関連性が高い事業費の合計金額が1億円を超えているもの）、施設及び出資団体等を対象とした。

#### 【5】 監査要点

上記監査対象について、主に以下の観点から監査を実施した。

- (1) 委託金、補助金、貸付金等は法令や規則、要綱等に準拠し、適正に執行され、また、事業実績報告が適正になされ、実施事業内容の検証がなされているか。
- (2) 実施事業は期待される成果を上げているか。
- (3) 財務事務が法令等に準拠して行われているか。
- (4) 財務事務は効率的に行われているか。
- (5) 出資団体等に対する財政援助は必要最小限のものであり、かつ法令等に準拠して執行されているか。
- (6) 出資団体等の経営管理は適切に行われているか。
- (7) 出資団体等は県の行政に貢献しているか。
- (8) 出資団体等の事務の執行は法令等に準拠し、かつ効率的に行われているか。

#### 【6】 主な監査手続

財務事務の執行に関する監査にあたっては、産業労働部の担当者への質問及び関連する資料の閲覧を実施するとともに、資料等から適宜サンプルを抽出し、合規性や正確性の観点から詳細な検証を行った。

また、必要に応じて担当課等に赴いて担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。

出資団体等の経営管理に関する監査にあたっては、各出資団体等に赴いて担当者への質問及び関連する資料の閲覧を実施した。

#### 【7】 外部監査実施期間

平成25年4月1日から平成26年3月14日まで

## 第2 産業労働部の概要

### 【1】産業労働部の主要施策等

県は10～20年先を見通し、県のあるべき産業構造を実現するため、経済・雇用分野での県政運営の基本的な考え方及び平成23年度から平成25年度の具体的施策の方向を示す「ひょうご経済・雇用活性化プログラム（平成23～25年度）」を策定し、名目県内総生産20兆円を目標としている。産業労働部の平成23年度から平成25年度の3年間の施策は大きく以下の5つの区分で策定している。

- (1) 各地域の持続的成長を牽引する基幹産業（域外需要産業）の強化
  - ① 科学技術基盤の形成強化と産業利用の促進、研究開発成果の創出
  - ② 戦略的な企業誘致の推進
  - ③ 地域産学官連携研究開発による産業技術の創出
  - ④ 研究開発型ベンチャー企業の支援
  - ⑤ ものづくり産業集積における交流連携の促進による技術開発力・製品開発力の強化
  - ⑥ 県内中小企業の国際的な事業展開の支援
- (2) 地域の個性と魅力を活かす地域資源型産業、観光・誘客型産業の振興
  - ① 地域資源型産業の成長支援
  - ② 観光・誘客型産業の競争力強化
- (3) 各地域の域内経済循環を促進する産業構造の構築
  - ① 地域社会ニーズに対応した生活関連サービス業の成長加速と地域商業・商店街の再生
  - ② 地産地消型の物産開発と地域外への販売による「まちおこし」支援
  - ③ 地域の雇用・生産・消費・投資の基盤である中小企業の経営基盤の強化支援
  - ④ 地域金融による域内資金循環の円滑化と域内再投資の促進
  - ⑤ 環境調和型産業構造の形成と環境・経済・社会の好循環の推進
- (4) 地域人材力の強化と雇用の安定・確保
  - ① 成長産業・新事業分野への優れた人材の提供と地域人材力の強化
  - ② 安定した雇用・就業の確保
  - ③ 仕事と生活のバランス等、働きやすい環境づくり
- (5) 地域経済の発展基盤の形成
  - ① 優れた企業の集積を促す産業立地環境の整備
  - ② 国内はもとより国際的にも魅力ある居住環境の整備
  - ③ 地域間国際友好交流・経済交流の推進

### 第3 主な監査の結果及び意見の要約

#### 【1】 共通事項

(1) 予算及び決算額について当年度の実質的な収支を開示すべき（意見）

県は貸付事業を行うにあたって、実際に貸付事業を実施している各団体へ融資財源を貸し付けているが、中小企業制度資金貸付金、中小企業設備貸与資金貸付金及び中小企業経営革新企業支援資金貸付事業並びに実用化開発資金貸付事業にかかる各団体への貸付は、各団体から貸付先への融資期間のほとんどが1年超であるにも関わらず、1年間の貸付期間となっている。年度初めに資金を貸し付け、年度末に資金を回収し、1年間の貸付を毎年度繰り返すことによって、各貸付実施主体の過去の融資残高の財源も確保している。

このように、一部事業においては単年度融資等が繰り返され、平成24年度の決算額において歳入・歳出の双方に中小企業制度資金貸付金償還金、中小企業設備貸与資金貸付金償還金、中小企業経営革新企業支援資金貸付金償還金、実用化開発資金貸付金償還金（以上、歳入）及び産業振興推進費、事業創出促進費（以上、歳出）として過年度融資実施額に対応する金額が累積的に計上されており、その過年度累積額は255,883百万円となっている。これは平成24年度の普通会計の歳出総額(2,029,933百万円)の1割以上にも相当する金額である。

(単位：千円)

県から各融資実施主体への貸付条件等			平成24年度決算額	
貸付事業名	貸付期間	利子		うち、過去の継続融資分の貸付額
1. 中小企業制度資金貸付金	1年（単年度の融資を継続貸付し、各年度の貸付額は「過去の継続融資分＋各期の新規融資分」となる）	無利子	317,704,830	253,858,230
2. 中小企業設備貸与資金貸付金	1年（単年度の融資を継続貸付し、各年度の貸付額は「過去の継続融資分＋各期の新規融資分」となる）	有利子	2,146,133	1,770,923
3. 中小企業経営革新企業支援資金貸付事業費	1年（単年度の融資を継続貸付し、各年度の貸付額は「過去の継続融資分＋各期の新規融資分」となる）	無利子	138,242	138,242
4. 実用化開発資金貸付事業	1年（単年度の融資を継続貸付し、各年度の貸付額は「過去の継続融資分＋各期の新規融資分」となる）	無利子	131,020	116,020
			平成24年度決算額に含まれる過年度事業費→	255,883,415

この結果、県の予算及び決算額には過年度に実施した事業費が繰り返し計上され、各年度の実質的な事業費が予算・決算からだけでは読み取ることができなくなっており、また、県の普通会計の歳入（平成24年度）に占める貸付金元利収入の占める割合は18.6%（全都道府県の平均8.3%）、歳出に占める貸付金の占める割合は18.6%（全都道府県の平均8.4%）という財政構造になっている。

このため、上記の単年度融資（上記表の2.3.4.）については、財政運営上の制約により、一時に対応することが困難であっても、少なくとも中長期的には長期貸付に切り替えるべきものと考えているが、その間、このことを明確化するため、予算及び決算額について（過年度の金額を含まない）当年度の実質的な収支を開示すべきである。



また、制度融資（上記表の 1.）については、過年度に実施した事業費が県の予算及び決算額に繰り返し計上されていることを明確化するため、予算及び決算額について（過年度の金額を含まない）当年度の実質的な収支を開示すべきである。

## （２）県に拠出した県債管理基金の会計処理に関する開示を工夫すべき（意見）

県債管理基金の取崩しによる各事業会計への交付金は、従来より収益として処理されており、平成 24 年度においても、国際交流事業会計の平成 24 年度に当該基金の取崩しによる交付金 179 百万円が収益として処理されている。

しかし、当該交付金は国際交流協会が外部に拠出した基金の取崩しによるものであり、財貨の移転又は役務提供の完了及びそれに対する対価を受領した場合に収益を認識する一般的な企業会計の考え方とは異なる面がある。そのため、このような会計処理が行われていることについて決算書において十分に説明がなされなければ、国際交流協会にとって新たな資金が流入してきたかのように、財務情報の利用者が読み誤ることも考えられる。

平成 24 年度兵庫県包括外部監査報告書に記載のとおり、現状の出資団体等の決算書において、財務情報の利用者に対してより親切な財政状況及び経営成績を開示するという観点から、当該基金の取崩しを交付金収入として計上している旨及び金額を注記することが望まれる。

## 【２】個別事業

<本県経済の持続可能性の持続的成長を牽引する地域基幹産業（域外需要産業）の成長促進>

### 1. 新事業・雇用創出型産業集積促進事業

#### （１）補助金関連証憑の審査方法を改めるべき（意見）

当該事業のメニューの一つである設備投資補助は、施設、設備等の設置（土地を除く）にかかる投資額の 3%以内が補助率とされている。県は補助金額の算定根拠となる投資額を審査するために、企業が作成した設備投資額一覧表（支出内容、支出金額、取引先企業名が記載されている）と支出証憑（預金通帳、銀行振込明細、ファームバンキングシステムから出力された支出明細）との突合せを支出額全件に対して行っている。しかしながら、現状の審査方法は請求書、納品書などの確認、設備投資額一覧表と現物との突合せが行われていない。

また、申請者が悪意を持って、当初から兵庫県外の事業所等で使用する見込みの設備をこの補助金制度を利用して購入し、その後、当該設備を兵庫県外の事業所等に移動させて使用するリスクも考えられるが、現状の審査方法は、一定期間経過後に当該設備の使用状況を確認していない。

そのため、当該支出が投資額として妥当であるか否かを判断する手続として、現

状の審査方法は十分な手続であるとは言えない。

投資額は補助金算定の根拠となるものであるため、請求書、納品書などについて確認するとともに、設備投資額一覧表と現物との突合せや一定期間経過後の使用状況の確認を行うなどして、当該支出が補助対象となる施設や設備に対して投資されたものであるかの確認を行うべきである。

(2) 支配下にある法人との取引については、価格の妥当性を確認すべき（意見）

県は平成 24 年度に X 株式会社に対して設備投資補助を行っているが、設備投資総額 17,818,692 千円のうち、約 21%にあたる 3,624,406 千円を 100%子会社から購入していた。現在の審査方法は、企業が作成した設備投資額一覧表と支出証憑との突合せは行われているが、価格の妥当性について確認は行われていない。

子会社との取引については、両者が通謀のうえ価格を不当に吊り上げるリスクがある。当該事業の補助率は投資額の 3%以内となっており、価格が不当に吊り上げられた場合は、補助金額にも影響を及ぼすことになるため、子会社との取引金額については、当該子会社からも検査資料を入手するなどして慎重に吟味すべきである。

<地域の個性と魅力を活かす地域資源型産業・観光誘客型産業の振興>

1. 皮革排水特別対策費補助事業

(1) 補助継続の必要性について検討すべき（意見）

水質汚濁防止法に基づき、排出される汚水の処理は原因者が負担することとなっており、県内の皮革産業の排水費（終末処理経費）については、事業者負担割合は 3 割程度であり、残りの 7 割を県と各市町で負担している。

当該補助事業は昭和 62 年度から開始され、20 数年続いているなか、市町は、事業者との協定料金を上げる努力を行っており、現実にも上がっている。その結果、県の市町に対する補助金額も減少傾向にあるが、平成 24 年度は燃料費等の高騰により終末処理経費が増加したこと等で補助金額は増加している。

県、3 市町及び関係業界団体は「皮革産業対策の具体的推進に係る協定書」（平成 23 年 2 月）において、皮革排水処理にかかる下水道料金について県下同一料金とし、平成 27 年度まで段階的に料金引き上げを行うこととし、第 2 条「皮革産業の健全な育成を図るため、甲（県）、乙（3 市町）丙（関係業界団体）はそれぞれの役割分担のもとに一層連携を強化し、経済環境の変化等に柔軟に対応できるよう、皮革産業の経営基盤強化方策の積極的な推進に努めることとする」と定められている。

現状、当該補助金の終了年限の定めはないため、今後、県は市町に対する当該補助金の終了年限を想定しつつ、補助金額を減らしていくとともに、業界の自主的な経営努力（自助努力）を促し、応分の負担を求めていく（原因者負担割合を増加さ

せていく) ことのさらなる努力が求められる。

## <各地域の域内経済循環を促進する産業構造の構築>

### 1. 地域経済活性化支援費補助

#### (1) 商工会議所連合会への補助金交付の方式を改めるべき(意見)

一般的に各種団体が事業実施を目的として県から補助金を受けた場合には、事業実施のために適時に補助金を使用される必要がある。しかし、商工会議所連合会への補助金は主に県内各商工会議所への補助財源として9月(37,008千円)と3月(37,035千円)の2回に分けて交付されたが、下表のとおり、商工会議所連合会が9月に県から交付を受けた補助金のほとんどが適時に各商工会議所へ交付されていなかった。

(適時に活用されなかった補助金の額)

(単位：千円)	
県から商工会議所連合会への補助金交付(9月分)	(A) 37,008
商工会議所連合会内の必要経費(連合会連携強化費)	(B) 1,674
9月受領補助金のうち商工会議所連合会が各商工会議所へ交付すべき金額 (C = A - B)	35,334
商工会議所連合会から各商工会議所への補助金交付	
11月交付(D)	850
3月交付(E)	72,369
9月交付補助金のうち適時に活用されなかった金額 (F = C - D)	34,484

9月に商工会議所連合会が交付を受けた37,008千円のうち34,484千円が適時に事業に利用されずにおよそ半年の間、休眠していることがうかがえ、財政運営上の非効率が生じている(なお、各商工会議所は補助金の交付を受けるまでは各事業にかかる費用を立替支出している)。

商工会議所連合会が9月に交付を受けた補助金は、商工会議所連合会の担当者によると、3月末以降の各商工会議所への支払までは、普通預金に預け入れがなされ、特に利用はされていないとのことであった。県は、9月に交付した補助金が利用されていないならば、各商工会議所の事業実施財源となるように各商工会議所へ適時に支払うように促すべきである。

当該補助金の交付の方式を改め、(ア) 補助金交付時期を商工会議所連合会から各商工会議所への補助金交付時期に合わせて年度末に交付するか、もしくは、(イ) 県から商工会議所連合会への補助金交付時期を各商工会議所の実施事業の内容が決定する6月を目途に概算払いしたうえで、商工会議所連合会においては県から受けた補助金を各商工会議所へ速やかに補助金を概算払いする等によって、各商工会議所の事業実施財源を適時に確保するような制度に改めるべきである。

(2) 同一市町内に存在する商工会議所と商工会の重複解消を検討することが望ましい（意見）

商工会議所及び商工会等の経済団体については、制度的な相違点はあるものの、「商工会議所法」及び「商工会法」の「目的」では「その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。」と両法律ともに同じ内容の文言が記載されており、実際に商工会議所と商工会の事業内容は類似している点も多い。また、市町の合併により、同一市町内に複数の経済団体が存在する例も見られる。兵庫県においては、三木市、姫路市、龍野市、豊岡市、洲本市については商工会議所及び商工会の両団体が同一市内に重複して存在している。

類似の事業を行う団体が複数ある場合には、それぞれで間接事務費用等が発生している。団体の重複を解消することにより間接事務経費等の節減につながり、またひとつの団体がまとめて事業を実施することによって、より効率的な事業実施を行える可能性がある。確かに、従来の商工会議所から見れば、商工会がカバーしている地域が地理的に離れてしまうなど、地方における行政サービスがかえって落ちてしまうというリスクも考えられるが、中長期的な観点からは、例えば商工会議所に一本化することで、一体的に行政地域に対して支援等の行政サービスを行うことができ、これまでの商工会が行ってきた行政サービスとのシナジー効果も見込むことができると考えられ、より効果的に事業を実施できる可能性がある。

以上から、効果的・効率的な中小企業対策を目指して、同一市町内に複数の経済団体が存在している市町の商工会議所及び商工会については重複の解消を検討することが望まれる。

## <地域人材力の強化と雇用の安定>

### 1. ひょうご仕事と生活センター事業

#### (1) 有期事業も継続事業と同様の事業評価を実施すべき（意見）

当事業は県の重要施策の一つであり、予算額も比較的多額であるにも関わらず、県実施の事務事業評価の対象とはなっていない。

当事業につき事務事業評価が実施されていない理由につき県に質問したところ、超過課税の延長（第8期は平成21年～平成26年）に合わせて、事務の進捗状況、課題把握等の評価を行った上で、超過課税を活用して事業を継続するかどうかの検討を別途行っていることから、一般的な事業の評価手法としての事務事業評価の対象としていないとのことである。

しかし有期事業と言えども、継続事業と同様の事業評価及び事業手法の見直しを実施することは必要であると考えられる。当事業に関しては金額的にも大きく重要施策の一つであること、また法人県民税超過課税を財源とすることから県民および

納税者である企業から期待される成果を上げることはなおさら重要であり、その説明責任を果たすことが望まれる。

なお、「中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業」においても同様の指摘を行っている。

## 2. 離職者等再就職訓練事業

### (1) 応募者が少なく中止となったコースにつき、再設定及び再募集すべき（意見）

1年間の実施コースについては、年度当初の段階で委託先の募集・選定が完了している。その後訓練応募者が少なく最低実施人数を下回ったコースについては中止となり、予算枠が余ることとなる。予算枠を有効に活用するためには、他の応募率の高いコースについて再設定及び再募集を実施し、県民が職業訓練を受けられる機会を確保すべきと考えられるが、その後のコース再設定及び再募集は実施されていない。

県としては中止となったコースが平成24年度で約200コース中2コースと少ないこと、再実施には委託先の募集・選定から受講生募集、訓練の実施（訓練期間は2ヵ月間～）と相当の期間を要するため、年度内で実施することが困難であることから再設定は実施していないとのことであった。

ただし、国との委託契約書においても「年度当初の時点では計画に基づくすべての訓練コースの設定は行わず、年度途中の雇用失業情勢や人材ニーズの変化等に機動的に対応できるよう、訓練コースの設定や契約方法に工夫を講ずること」との記載があるため、応募者が少なく中止となったコースについては、コースを再設定する等、空いた予算枠につき有効活用することが望ましいと考える。また、多額の不用額が今後も継続的に生じる場合は、予算を減額することも検討すべきと考える。

なお、「実習・座学連携養成事業（デュアルシステム）実施事業」においても同様の指摘を行っている。

## 3. 県立職業訓練校管理運営費等

### (1) 施設保守管理経費につき一括発注を検討すべき（意見）

施設維持費のうち、施設保守管理経費（機械警備、消防設備保守点検、清掃業務等）については現在、各業務につき入札を行い、別々の業者へ発注している状況にある。

経費削減方法の選択肢として、施設保守管理を一括してビルメンテナンス業者に発注する方法があるが、これまでは一括発注自体が検討されておらず、個別発注した場合と一括発注した場合の経費見積もりの比較もされていないとのことであった。

公共施設であるため経費削減のみを目標とすることは避けるべきであり、地元企

業の公平な受注機会は確保されるべきであるが、効率的な管理運営のため一括発注を選択肢に加えることを検討すべきである。

なお、「公益財団法人兵庫県勤労福祉協会」が指定管理者として管理する施設についても同様の指摘を行っている。

#### 4. 緊急雇用就業機会創出市町事業費補助

##### (1) より雇用・就業機会を創出する効果が高い事業を実施すべき（意見）

「兵庫県緊急雇用就業機会創出基金補助事業実施要領」の第5 委託事業 において、各事業の要件として、一時的な雇用の創出のみならず、その後の就業機会の確保につながるような事業を実施することが求められている。

各市町において実施事業ごとに離職者の就業状況を事業終了時点で把握・確認しているが、実施事業につき事業終了後における離職者の就業割合別に分類すると以下のとおりとなる。

(単位：人)

就職率 ※1	100～81%	80～51%	50～31%	30～1%	0%	合計
事業数	133	29	67	22	110	361
上記事業で雇用した人数	568	306	294	433	298	1,899
うち事業終了後、就職しなかった人数 ※2	13	90	174	386	298	961

※1 就職率＝次の雇用につながった数（正規雇用への転職数＋有期雇用への転職数＋起業・家業手伝い）／新規雇用者

※2 うち就職しなかった人＝就職活動に専念＋就労を断念・その他＋不明

＋平成25年度同事業継続雇用者数（対象事業が年度をまたいでいるため）

離職者の過半数が就業に結びついた事業も半数程度あるものの、事業終了後の就職率0%という事業も110件と全体の3割程度あったことが分かる。

雇用・就業機会を創出する効果や人材育成の効果が高いとは言い難い内容の事業も多く含まれている。実施要領に求められる条件を満たし、より失業者にとって効果的な事業を計画すべきである。

なお、事業終了後、県は追跡調査を行って就職状況（就職率）を確認しているが、当該就職率については目標値が設定されていなかったため、目標値を設定することが望ましかったと考える。

## <国際交流の促進と多文化共生社会の構築>

### 1. 淡路夢舞台国際会議場の管理運営

#### (1) 中長期事業計画（収支計画を含む）の策定が必要（意見）

開業当初からの稼働率の推移は、開業当時（平成 12 年度）は 31%であったが、その後、減少傾向にあり、平成 24 年度は 21%（事業計画上の目標稼働率 30%程度）となっている。（隣接しているウェスティンホテルの年間稼働率 67.3%）

その結果、最近 5 年間に於ける国際会議場の利用料収入金額は約 70 百万円余と減少している。管理運営費用については、約 3 億円から 2 億 30 百万円に縮減しているものの、県からの指定管理料の増額が見込まれない中、国際会議場での採算性を確保するためには、利用収入の確保が必要である。

毎年、経営改善に取り組んでいるが、国際会議場の稼働率が最近 3 年間 20%台で推移している現状は、アクセスの利便性が異なることを考慮しても、他の国際会議場に比して低い。

開業 14 年目を迎え、施設設備の老朽化も進んできており、その対応も含めた中長期事業計画（収支計画を含む）を策定する必要がある。

### 2. 姉妹州省等との友好交流推進費事業

#### (1) 費用対効果が見えず、ゼロベースで事業を見直し検討することが必要（意見）

各海外事務所はそれぞれの設置目的に従って、文化・経済交流をはじめ、種々の事業を実施し、その活動情報等は（公財）国際交流協会から月例報告が行われており、また、平成 24 年度事業報告においても、当該事業の評価が行われているが、その活動をした結果、どの位の物販の増加につながったのか、また税収の増加につながったか等の成果の把握までは行われていないのが現状である。

当該事業の成果が見えにくく、毎年度各事務所が支出している 30 百万円前後（ブラジル事務所は 8 百万円前後）の経費金額に見合うだけの事業効果があるかどうか不透明である。

これに対して、県は、「世界の中で競争に勝ち抜く中小企業を生み出していくこと」を目指し、海外事務所の経済機能を強化することとしており、当該事業については、以下のような実績や県民等からの期待があると主張している。

ア 県内企業のブラジル進出支援、パリ・オペラ座での播州織りプロモーションイベントの開催支援、ワシントン州 50 周年記念事業における神戸、大阪、京都の 3 商工会議所合同の関西セミナーの開催等の実績があること。

イ 平成 26 年度には県内企業の販路開拓や進出支援を行う香港経済交流事務所へ、県内の民間企業が職員を派遣する予定であることなど、県事務所の実績に対して民間企業から高い評価を受けていること。

ウ 2021 年に開催されるワールド・マスターズ・ゲームの本部（ローザンヌ）

との交渉にあたり、関西広域連合の唯一のヨーロッパの事務所として、兵庫県パリ事務所に各構成府県から高い期待が寄せられていること 等

しかし、海外事務所長（ブラジルは現地職員が所長）については、適材適所の人材を（公財）国際交流協会から派遣しているとのことであるが、派遣職員が概ね3年で交代している現状のなか、事業目的のひとつである人的ネットワークづくりができるのか、地元経済界、文化に溶け込んだ草の根の交流活動が維持できているという確信が持てない。

また、経済交流支援等が必要であれば、現地事務所を構えて包括的な業務を実施するよりも、現地の経済交流ネットワークを有した人材と直接業務委託をした方が効果的とも考えられる。

他自治体において、たとえば東京都は海外2か所にあった事務所を2000年に全廃し現在は業務委託によっており、また大阪府も海外4か所にあった事務所を2009年に上海を除き廃止にし業務委託に切り替えている。

いずれにしても、海外事務所設置の費用対効果が見えないなか、姉妹州省等との友好交流推進費事業について、海外事務所の存在ありきではなく、ゼロベースで当該事業を見直し検討する必要がある。

### 【3】産業労働部所管の出資団体の経営管理

#### <公益財団法人ひょうご産業活性化センター>

##### 1. 新産業創造キャピタル事業

(1) 平成26年度末の事業終了後、速やかに事業総括を行い、効率的な投資事業のあり方について議論するための糧とされたい（意見）

本事業は、「阪神・淡路震災復興計画」の主要事業の一つとして、震災で大きなダメージを受けた兵庫県経済の復興を図るため、新事業の創出や既存中小企業の経営の安定と救済を目的に、平成8年度に導入された補助金的な性格を有する制度であり、220社を超える県経済を支える中小企業に対して株式取得等を通じた資金供給を行ってきた。

平成16年度に学識経験者等で構成する「復興10年委員会」が取りまとめた「復興10年総括検証・提言報告」では、①新事業創出への取組みの促進、②47億円の売上高増加、③1,178名の雇用創出、といった成果を上げていると総括されており、さらに、直近の活性化センターの独自の調査・試算では、事業効果は、売上高増196億円、雇用増1,318人になっている。一方、投資財源の一部である県出捐金37億円は、震災の影響による投資先企業の破綻等により、約17億円に減少しているが、この残余財産については、事業開始当初からの取決めに従って、事業終了時に県に返還される予定である。

現在、本事業は、ひょうご新産業創造ファンドを除き、全ての制度において新規



投資は終了し、投資先への事後フォローを行いつつ、事業終期に向けて株式処分が進められている。

新産業創造キャピタル事業は、平成8年度に開始した震災復興計画に基づく長期事業であり、平成16年度に復興10年委員会による総括検証を受けているものの、検証後の状況変化も見られることから、事業成果（売上増や雇用増等の経済効果）等について継続的に追跡調査と検証を進め、平成26年度末の事業終了後、速やかに事業総括を行い、効率的な投資事業のあり方について議論するための糧とされたい。

#### <公益財団法人兵庫県勤労福祉協会>

##### (1) 中小企業従業員共済事業について現状を分析すべき（意見）

平成25年3月現在の兵庫県勤労福祉協会における中小企業共済の加入状況は、事業所数1,871人、会員数20,523人となっており、県内の中小企業勤労者数に対する会員の割合（会員加入率）は1.0%となっている。（ただし、加入率については、加入対象となる従業員数を正確に把握できていないため、簡便的に県内の中小企業勤労者数を用いて算定している。当該数値は、民間企業の共済事業に加入している事業者の数や、企業独自で共済事業を実施している事業者の数も含んだ数値となっている。）

当該共済事業は、県内の8市（神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、伊丹市、西脇市、加西市、加古川市）も実施しており、これらの地域において県と市で重複している状態となっている。

県が共済事業を始めた経緯は、共済制度を企業単独では実施困難な中小企業の従業員の受け皿となるためとのことであるが、非競合地域の加入率は2.0%と全国平均（4.2%）を下回っており、加入率は低い状況にある。この状況に対して、兵庫県勤労福祉協会は今後も加入促進活動を推進し、加入率を上げることを目標として活動している。

しかし、協会において加入対象となる事業者の全体数を調査していないため、潜在的な未加入事業者がまだ相当数存在するのか、あるいは民間企業の共済事業に加入しているなどの理由により既に飽和状態にあるのか、現状を把握できていない。潜在的な未加入事業者が相当数存在する場合は、今後も継続して加入促進活動を行うべきであるが、ほぼ飽和状態にあるのであれば、加入促進活動を今後も継続して行う必要性は低く、さらには協会が当該事業を実施することの必要性を含めた事業のあり方を検討することが必要になると考える。

現状を把握できない限り、今後の方向性を見出すことはできないため、協会が加入促進活動を委託している商工会議所や商工会から事業者数のデータを入手するなどして情報を整理し、まずは現状を分析すべきである。

## <公益財団法人ひょうご科学技術協会>

### (1) 事業の継続性を検討すべき（意見）

平成4年、兵庫県における科学技術振興の中核的機構として設立されて以来、20年を経過、平成24年度には先端科学技術支援センタービルの管理受託業務が兵庫県立大へ移管され、平成25年度は収益の大きな柱であった放射光ナノテク研究所、兵庫県ビームラインの管理受託業務も兵庫県立大へ移管されたことに伴い、事業収益も285百万円から115百万円に減少、それに伴う費用も減少することから、5百万円の赤字見込みである

平成25年度の主な収益は、基本財産・基金の運用益と県からの交付金（県債管理基金の運用益）であり、これを原資に、科学技術の総合的な振興、科学技術の普及・啓発、及び地域産業の技術開発力強化・育成の事業を行っているが、主な職員は県・企業からの派遣職員及び県職員（兼務）である。

上記のような事業縮小傾向にある現状を踏まえて、まず事業継続の必要性を検討すべきである。

そのうえで、事業継続の必要性があると判断した場合は、外部からの派遣等は最小限にとどめ、プロパー職員の養成を図る等、協会の人材面での自立度を高めていくことの検討が必要であると考えます。

## <公益財団法人兵庫県国際交流協会>

### (1) 私費外国人留学生奨学金を支給した留学生のフォローが必要（意見）

当該事業は、留学生の生活の安定を図り、学習活動を支援するため、私費外国人留学生に対し、奨学金を支給している事業であり、事業評価においても、「留学生から『奨学金のおかげで学業に専念でき充実した留学生生活を送れた』などのアンケート調査報告があり、学業成就への支援が大きな成果に結実している」との自己評価が行われている。

確かに、この私費外国人留学生奨学金の支給は、対象者200人に月額3万円を支給（総額70百万円強）するという全国最大規模の奨学金制度であり、上記アンケート調査報告のように、学業成就のための環境充実を図るという一定の目的は達成されているが、その外国人留学生が、予定どおり学業を成就して卒業に至ったか、またその後の就職、進学状況等の情報把握は行われていない。

県においては、当該奨学金の目的は、留学生の環境充実が目的であって、県内の留学生のための地域レベルの国際貢献であり、そのあとの成果までは求めないとの方針であるが、奨学金の財源を県の一般財源で一部充当している中、奨学金を受けた留学生が、卒業後、県内企業へどの程度就職したか位等は把握して、今後の奨学金制度の見直し改善に役立てる必要があると考えます。

少なくとも、奨学金支給の前提となる卒業に至ったかどうかを確認する必要があると考えます。

以上

